

令和5年度 市営住宅（シルバーハウジング）

入居者・入居補欠者募集のご案内

輪島市役所建設部まちづくり推進課

〒928-8525

輪島市二ツ屋町2字29番地

電話（0768）23-1156

輪島市役所門前総合支所地域整備課

〒927-2192

輪島市門前町走出6の69番地

電話（0768）42-8722

市営住宅の入居者（入居補欠者）を募集します。申込みは、1世帯1通に限ります。
一般の市営住宅と兼ねて応募することはできません。

◆シルバーハウジングとは

市営住宅のうち、高齢者が自立して、かつ、快適な生活を営むことができるように建設されたものです。

緊急通報システムが設置されており、生活援助員のサービスが受けられます。

入居者は、世帯の所得に応じた費用を負担しなければなりません。

※シルバーハウジング住戸へ入居する際は、固定電話の設置が必要です。

（窓口：福祉課 電話（0768）23-1159）

◆受付期間

	受付期間	抽選
定期募集	2月1日～2月28日 午前8時30分から午後5時まで	入居者選考委員会での審査後、資格のある方全員に抽選日をお知らせし、公開抽選を行います。
随時募集	定期募集終了後～翌年1月31日 午前8時30分から午後5時まで	定期募集時に応募した方の登録順位の後に、申込順に登録します。

（土曜、日曜及び祝日は除きます。）

※申込み及び登録順位の有効期限は、令和6年1月31日までです。

◆募集する住宅

公営住宅（シルバーハウジング） L…リビング（居間） D…ダイニング（食堂） K…キッチン（台所）

団地名	管理戸数	間取り	部屋の大きさ (㎡)	家賃 (円)	エレベーター	駐車場 (有料)
二 勢	20	1LDK	45.1	16,500～32,600	○	○（1台）
	12	2LDK	53.2	19,400～38,100		

公営住宅（シルバーハウジング車いす対応住宅）

団地名	管理戸数	間取り	部屋の大きさ (㎡)	家賃 (円)	エレベーター	駐車場 (有料)
二 勢	2	1LDK	45.1	16,600～32,600	○	○（1台）
	2	2LDK	53.2	19,600～38,500		

◆申込資格

以下の全てに該当する方が応募できます。

I. 市税の完納者であって住宅に困っていることが明らかの方。

※持ち家がある方は、申込みできません。

※自分の責任により住宅の立ち退きを求められている方は、申込みできません。

II. 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

※家族を故意又は不自然に分割（又は合併）する世帯の申込みはできません。

※結婚予定の方は、入籍予定月の2か月前から入居の資格が生じます。

※兄弟姉妹のみの申込みは、原則としてできません。

※次のいずれかに該当する方は、単身でも入居が可能です。

（ただし、自立して生活することが可能な方に限ります。）

- ・ 60歳以上の方
- ・ 障害の程度が1級から4級までの身体障害者
- ・ 障害の程度が1級から3級までの精神障害者
- ・ 障害の程度がA又はBの知的障害者
- ・ 特別項症から第6項症まで又は第1款症である戦傷病者
- ・ 生活保護を受けている方、大臣認定被爆者、海外からの引揚者で帰国後5年未満の方、ハンセン病療養所入所者等

III. 申込者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

※暴力団員であることが判明した場合は、入居申込みを取り消します。

IV. 入居する世帯員の所得合算額が法令で定められた基準額以内であること。

世帯の状況	基準額（所得月額）
・ 一般の世帯	158,000 円以下
・ 障害者がある世帯 （身体1級～4級、精神1級又は2級、知的A又はB（軽度を除く））	214,000 円以下
・ 高齢者世帯（申込者が60歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満である世帯）	
・ 小学校就学前の子供がいる世帯	

（所得月額の算定方法については4ページをご覧ください）

V. 自炊が可能な程度の健康状態であり、独立して生活することが可能な方で、次のいずれかに該当する方。

- ・ 60歳以上の単身世帯
- ・ 60歳以上のみからなる世帯
- ・ 夫婦のいずれか一方が60歳以上の世帯

シルバーハウジングのうち車いす対応住宅については、下肢に障害があり車いすを常用されている方（年齢不問）で次のいずれかに該当する方も入居できます。申込み時に公共機関の証明が必要です。

- ・ 障害者の単身世帯
- ・ 障害者のみからなる世帯
- ・ 障害者とその配偶者のみからなる世帯
- ・ 障害者と60歳以上又は18歳未満の者のみからなる世帯

◆申込住宅の選択基準

世帯人数により入居できる住宅タイプは、原則次のとおりです。

世帯構成	住宅タイプ	摘要
単身	1LDK	世帯人数は、大人、子供いずれも1人と算定します。
2人以上	2LDK	

◆申込みの方法

次の書類を提出してください。（各種証明書は、発行後3ヶ月以内のものに限ります。）

	必要な書類	該当する方	入手方法
○	市営住宅入居申込書	全ての方	輪島市役所 建設部まちづくり推進課
	所得証明書（市町村長発行のもの） （令和3年中・入居者全員分）	個人番号を記載しない方	市町村税務担当課
	退職証明書又は離職票	令和3年1月以降に 退職した方	勤務先、公共職業安定所等
	戸籍全部事項証明（戸籍謄本）	配偶者のない方 単身での入居を申込み方	市町村戸籍担当課
	事件係属証明書	離婚調停中の方	裁判所
	障害者手帳の写し	障害者がいる世帯	
	生活保護受給証明書	生活保護を受けている方	石川県保健センター・輪島 市福祉事務所

◆市営住宅入居申込書記入上の注意

- ・申込理由 住む住宅に困っている理由を詳しく記入してください。
- ・連帯保証人 身元及び家賃等の保証ができ、申込者と同等の所得がある親族の方に依頼してください。

◆注意事項

- ・入居後、収入が増加した場合の取扱いとして、入居してから引続き3年以上入居してて、所得月額が基準の収入基準（◆申込資格Ⅳ.）を超える場合、
（一般の世帯）月額 158,001 円以上
（裁量の世帯）月額 214,001 円以上
は収入超過者に認定されますので、入居申込みの際にはご注意ください。
- ・収入超過者に認定されると、
① 住宅の明渡し努力義務が生じます。
② 収入と期間に応じて、割増家賃が課せられます。
（認定後、最短で1年目、最長で5年目に民間賃貸住宅の家賃とほぼ同程度の家賃まで引き上げられます。）
- ・家賃は、住宅の広さ、経過年数、毎年の世帯全員の所得等により決まります。
（年1回収入申告書を提出していただきます。）
- ・テレビを見る際は、ケーブルテレビの申し込みが必要です。
- ・入居の際の敷金は、家賃の3か月分です。
- ・家賃の納入については、口座振替による支払を原則とします。
- ・生活保護を受けている方は、輪島市福祉事務所で委任払を申し出てください。
- ・家賃とは別に共益費等がかかります。
- ・単身世帯及びシルバーハウジングの入居資格は、令和5年4月1日時点での年齢を基準に判定します。
- ・特別の事情がない限り、事前に部屋の中をお見せすることはできません。
- ・居室の照明器具、台所の調理器具（電気）、エアコンは各自で設置していただく必要があります。
- ・退去されるときは、畳の表替え、障子及び襖の張り替え等を入居者の負担で行っていただきます。また、入居者の無理な使用や不注意によって施設等を破損した場合の修繕費用及び入居者が設置した設備の撤去費用は入居者の負担となります。
- ・犬、猫、鳥などのペットを飼うことはできません。
- ・障害者のいる世帯や高齢者世帯の住替えの措置や、災害等の避難者で、緊急に入居する

必要が生じた場合は、登録順位に従わない場合がありますのでご了承ください。

◆所得月額とは

$$\text{所得月額} = (\text{ご家族全員の所得額の合計} - \text{扶養控除} - \text{特別控除}) \div 12$$

※1 所得額について

- ・お勤めの方
給与等総収入金額－給与所得控除・・・源泉徴収票の給与所得控除後の金額
又は所得証明書の合計所得金額
- ・公的年金受給者の方
公的年金支給額－公的年金控除・・・所得証明書の合計所得金額
- ・自営業（事業所得）の方
事業所得等（税務署決定額）・・・所得証明書の合計所得金額

※2 扶養控除について

申込者を除く1人につき38万円（学生など別居扶養親族も含む。）

※3 特別控除について

次の表を参照（1人につき）

特別控除の種類	内 容	控 除 額
所得控除	給与所得または公的年金に係る雑所得を有する者	10万円（※）
障害者	身体1～2級、精神1級、知的A	40万円
	身体3～6級、精神2～3級、知的B	27万円
老人控除対象配偶者 老人扶養親族	70歳以上の扶養親族	10万円
特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族	25万円
寡婦	所得500万円以下で、次のいずれかに該当する者 ①所得が48万円以下の子以外の扶養親族があり、 夫と離別後婚姻していない女性 ②夫と死別後婚姻していない、または夫の生死が不明の女性	27万円
ひとり親	所得500万円以下で、所得が48万円以下の子と 生計を一にする単身者	35万円

（※）該当する方の所得金額が、各控除未満のときはその額

（注意）

生活保護法による扶助料、雇用保険金、遺族年金、障害福祉年金、仕送り等非課税所得や退職金、一時所得は含めません。詳しくは窓口職員にお問い合わせください。

◆個人番号（マイナンバー）確認書類について

下記の①と②の確認書類をお持ちのうえ、窓口へお越し下さい。

①個人番号（マイナンバー）確認書類・・・入居する方全員の確認書類が必要です。

- ・個人番号カード
- ・個人番号通知カード
- ・住民票の写し（個人番号記載のもの） などから1点

②身元確認書類・・・申込者の方の確認書類が必要です。

- ・個人番号カード
- ・運転免許証
- ・在留カード
- ・パスポート などから1点

詳しくはまちづくり推進課までお問い合わせください。